

**能登川スポーツセンター体育館移転新築工事（機械設備
工事）請負契約の締結につき議決を求めることについて**

能登川スポーツセンター体育館移転新築工事（機械設備工事）請負契約を次のとおり締結するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年東近江市条例第 6 5 号）第 2 条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 契約の目的 能登川スポーツセンター体育館移転新築工事（機械設備工事）
- 2 契約金額 1 5 5, 8 0 0, 8 0 0 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1 1, 5 4 0, 8 0 0 円）
- 3 契約の相手方 滋賀県東近江市今堀町 6 2 1 番地の 1
株式会社ライフテックミツダ
代表取締役 光田 昌弘